

平成 27 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 27 年 10 月 9 日

小野寺委員

私からは、地方創生の推進についてお伺いしたいと思います。

地方創生に係る新型交付金は、それぞれの自治体が総合戦略に沿って自由裁量で活用できる財源として大変重要なものだと思っっているわけですが、国が今年の 6 月に、新型交付金の創設を決定しまして、8 月には、地方負担 2 分の 1 という前提で概算要求が行われたと承知しております。それですと、10 分の 10 ではないわけですから、地方の負担が相当大きくなるだろうと懸念をしているのですが、この 2 分の 1 の地方負担というのはいつ判明したことなのでしょうか。

総合政策課長

新型交付金につきましては、今年の 6 月末に、まち・ひと・しごと創生基本方針が閣議決定され、その中で創設が決まったということでございます。

その新型交付金に関する 2 分の 1 の地方負担につきまして、県としてこの情報を把握いたしましたのは、7 月 28 日に開催された全国知事会議の場でございます。このとき全国知事会議には、石破地方創生担当大臣が出席され、地方創生について意見交換を行いました。その席上で大臣の方から、新型交付金につきまして、予算額で 1,000 億円規模、事業費別で 2,000 億円規模を目指していくとの発言がございました。その後の 8 月 4 日に、まち・ひと・しごと創生本部におきまして、新型交付金につきまして、予算額で 1,000 億円を超える規模、事業費で 2,000 億円を超える規模との表現で、事実上 2 分の 1 の地方負担が決まったと承知しているところでございます。

小野寺委員

今、御説明いただいた状況によって、この神奈川県にはどういう影響があって、今後どういうふうに対応していこうとしているのか教えてください。

総合政策課長

地方の負担 2 分の 1 という状況などを踏まえますと、できるだけ早く国から新型交付金の取扱いに関する要綱や交付枠を示していただき、本県の当初予算案に組み込んでいく必要があると考えております。しかしながら、新型交付金の要綱や交付額が具体的に示されるのは、このままですと早くも年末、遅いと年明けになるのではないかと想定されており、時期的には、当初予算の編成作業が終盤を迎えるところで大きな影響を受けかねないと危惧しているところでございます。

また、現時点では、新型交付金の交付条件といたしまして、先駆性のある取組や既存の事業のあい路を開く取組、先駆的な優良事例を横展開する取組などが要件として挙げられております。本県が既に先行型交付金を活用して実施している事業につきましては、必ずしもこうした要件に該当しない可能性もあり、新型交付金の交付を受けられず、事業の継続が困難になるなどの影響も危惧しているところでございます。

こうした状況を踏まえて、これまでも国が参画している一都三県の地方創生に関する連絡会議の場や国の地方創生コンシェルジュとの意見交換の場な

どにおいて、新型交付金に関する要望を行ってまいりました。今後も、全国知事会に、神奈川県として問題を提起し、地方の総意として自由度の高い交付金とするなど、様々な機会を通じまして国へ配慮を求めていきたいと考えております。

小野寺委員

それでは、要望を申し上げたいと思いますが、この新型交付金につきましては、2分の1の地方負担が生じるという見込みです。これによって、地方創生に本気で取り組もうとする意欲のある自治体が、この地方負担がネックになって、新型交付金を十分に活用できないという事態を回避するためにも、適切な地方財政措置をとる必要があると思います。

また、地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費を計上するとともに、国の地方創生関連補助金についてもしっかりと財源を確保すべきだと考えています。したがって、県としてより実効性の高い総合戦略を策定するために、今後も国に対して、機会あるごとにこうした財政措置について要望していただきたいと思います。当然、県議会としても、国に対し働き掛けをするべきと考えておりますので、後ほど当会派としても意見書の提案をさせていただきたいと思いますので、お取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、CHO構想の推進について4点ほどお伺いしたいと思います。

健康経営に取り組むということは、その会社も、従業員も健康増進が図られて、生産性の向上、組織の活性化、健保組合等の医療コストの削減等、様々なメリットがあると思っています。神奈川県でも、いち早くCHO構想推進コンソーシアムを設立して、健康経営の普及に取り組んでいるところであり、何点かそれについて伺っていきます。国の動きですが、今年の3月に、東京証券取引所と共同で、健康経営銘柄12社を選定したところです。選ばれた企業は大企業ばかりですが、神奈川県としては、この健康経営を促進していく上で、中小企業への普及に力を入れていく必要があると考えております。このCHO構想の普及に当たって、県として中小企業に対しては、どのように現在取り組んでいるのでしょうか。

未病産業・ヘルスケアICT担当課長

中小企業に対する取組でございますが、中小企業団体中央会や県内の商工会議所と連携いたしまして講演を行った他、個別の企業や経済団体などに積極的に訪問を行いまして、CHO構想についての周知を図っているところでございます。

また、昨年度から運営しておりますCHO構想推進コンソーシアムの中で、中小企業にも参考となるような取組事例の紹介も行っております。さらに、来月の11月4日でございますが、CHO構想推進セミナーを開催いたしまして、その中でも中小企業に関するテーマを取り上げる予定でございます。

小野寺委員

今回、報告がありましたCHO構想評価モデル実証事業ですが、これに参加していただいた5社1団体とは、具体的にどのような企業でしょうか。

未病産業・ヘルスケアICT担当課長

御参加いただいている企業等の業種でございますが、鉄道事業、ドラッグス

トア、情報サービス業、不動産業、地域の商工会議所ということで幅広くなっております。また、従業員数で申しますと、4,000人を超えるところから30人程度の企業まで、大企業だけではなくて情報サービス業の中小企業にも御参加いただいているところでございます。

小野寺委員

CHO構想の推進に関しては、裾野を広げる取組がこれまで行われてきたと思うのですが、この5社1団体という数に対しては、県はどのように評価をしていますか。

未病産業・ヘルスケアICT担当課長

実証事業に御参加いただいた企業の数につきましては、CHO構想推進コンソーシアムの参加企業の数も、9月末現在で109でございますが、これを考えますとまだ少ない状況でございます。県といたしましても、CHO構想の普及拡大に向けた取組に、更に力を入れていく必要があると受け止めております。

そこで、今回の実証事業の結果に基づきまして、CHO構想導入のメリットや具体の導入事例につきまして、健康保険組合ですとか中小企業団体などとも連携をいたしまして、幅広く効果的なプロモーションを行い、中小企業も含めたCHOの導入に取り組む企業の拡大を図ってまいりたいと考えております。

なお、5社1団体の中には、業界を代表する企業ですとか商工会議所にも御参加いただいていることもございまして、こうした企業、商工団体から、業界団体や団体の会員の企業へのCHO導入モデルの普及を期待しているところでもあります。

小野寺委員

社員が健康を保ちながら働いてくれて、それで会社が活性化していくということを望まない経営者はいないと思うのです。ただ、社員の健康ということに対して、先行投資の効果や将来の果実が見えにくいことから、なかなか積極的になれない企業が多いのではないかと、実際にやって成功した会社の方が語っています。優先順位がまだ低いということで、経営課題のレベルにまでなかなかならないのだということらしいのです。

それで、先ほど国のお話もさせていただいたのですが、やはりこの健康経営銘柄に選ばれると、採用活動の際の強みになるということで、それぞれの企業はメリットを感じているようです。国は、中小企業向けにも様々な対策を更に拡大しているようでして、例えば従業員の健康管理のためのノウハウを共有化するためのハンドブックを国が作って配布するとか、あるいは健康経営プラン作成を支援するために、健康経営アドバイザーを育成して、中小企業に派遣するとか、経済産業省だけでなく厚生労働省も絡むことなのですが、健康経営優良中小企業の認定制度を設けることとか、政策金利の優遇措置等も連動させるということで、金融面からの支援もしていくという支援策をこれから講じていくということらしいのです。

このCHO構想の推進に当たっても、CHOを導入するからこそ、導入したからこそそのインセンティブが働く仕組みというものを神奈川県も考えなければいけないのではないかと、そういうインセンティブを企業か団体に付与する仕組みを考えなければいけないのではないかとというふうに思うのですが、これにつ

いての御見解を伺いたいと思います。

未病産業・ヘルスケアICT担当課長

委員の御指摘のとおり、国におきましても健康経営の推進を図る観点から、企業等の自主的、積極的な取組を促すというようなインセンティブについて検討していると承知しております。

県といたしましても、CHO構想の加速化を図る観点から、こうしたインセンティブも有効と考えておりますので、企業の健康経営にインセンティブが働く仕組みの構築に向けまして、国家戦略特区の枠組みを活用しまして、後期高齢者支援金の加算減算制度の算定基準に企業等の健康経営に関する取組を加えることなどについて、国と協議を進めていくところでございます。

小野寺委員

このCHO構想を、私は大変高く評価をさせていただいているのですが、これを推進するに当たっては、実証事業の実施等を通じて、健康経営の導入によるメリットを、やはり会社経営者に明確に示すことが大事だと思っています。それによって、更なる普及拡大を図っていただき、今後も強力で推進していただくことを要望させていただきまして、私の質問を終わります。

意見発表

小野寺委員

公明党神奈川県議会議員団として、今定例会において当委員会に付託された諸議案並びに報告事項に係る質疑に基づき、意見、要望を申し上げます。

はじめに、9月補正予算に提案されているオリンピック・パラリンピック推進事業費についてです。

セーリング競技への関心を高めるためには、まずはヨットというスポーツを身近に感じてもらうことが必要と考えます。障害者スポーツとして注目を集めているハンザクラス、アクセスディンギーを用いて、広く子供たちにヨット体験をしてもらうことも、セーリングの裾野拡大に有効と思いますので、是非2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた広報の一環として、取組を強化していただくよう要望いたします。

また、2020年大会は、レガシーの構築が重要と言われていますが、正に今回のオリンピック・パラリンピックを契機に、その後も末永くセーリングを神奈川のお家芸として発展させていくためには、多くの方々が神奈川県でヨットを楽しめるように、ハード面の整備も不可欠です。新たなハーバーの建設や漁港の多目的利用に向けては、様々な課題があるとは思いますが、県として多くの人々がセーリングを楽しむための環境整備を積極的に進めていただくよう要望いたします。

次に、新たなイノベーション創出支援機関についてです。

神奈川科学技術アカデミーと産業技術センターを統合・地方独立行政法人化して、新たなイノベーション創出支援機関を整備することについては、いわゆる合理化が目的ではないと説明を頂いておりますが、KASTの機能を海老名

の産業技術センター内に集約することの可否や、これまで以上にKASTの研究が実用化重視へと傾斜することへの是非、さらには、産業技術センターが県内中小企業からの支援ニーズに応え続けられるかなど、いまだ不安要素もあります。研究と製品開発を橋渡しする応用研究、実用化研究の推進には、ヒト・モノ・カネの投資が不可欠であることにも鑑み、統合に当たってはそれらを十分に確保していただき、統合によって、KAST、産業技術センター双方の機能が後退することのないよう、くれぐれも御留意を頂きたいと思えます。

次に、県内への移住促進策について申し上げます。

今般、示された総合戦略の中間とりまとめにおいては、地域の魅力を生かした個性的なライフスタイルの発信による県内への移住促進が期待されておりました。幾つかの県内の市町村においても取組が進んでいるということでしたが、移住促進には、安心して安定的な生活を保障する住宅や仕事の確保は不可欠であり、市町村の規模によっては、それらに取り組むマンパワーを十分に備えていないこともあります。全国の様々な先行事例も参考にしながら、県と市町村がしっかり連携して、オール神奈川としてこの課題に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、茅ヶ崎ゴルフ場の利活用についてです。

茅ヶ崎ゴルフ場の利活用については、かながわシープロジェクトが目指す湘南ブランドの再構築や神奈川県海浜文化の醸成にも大きく影響する課題をはらんでいます。湘南地域のまちづくりへの影響も大きいことから、地元の意向を十分にくみ取りながらも、県がしっかりとイニシアチブをとって、湘南地域、ひいては神奈川の価値を高める利活用を図られるよう努力していただくことを要望いたします。

次に、今回、報告のありましたCHO構想評価モデル実証事業については、5社1団体の参加にとどまっているとのことでした。いわゆる健康経営の推進については、国としても、大企業だけではなく中小企業向けにも、ハンドブックの作成や政策金利の優遇措置などを実施すると聞きました。本県としても、CHO構想の推進に際しては、CHOを導入して健康経営を進めることによって、インセンティブが働く仕組みを構築することを推進していただきたいと思えます。

以上、定県第89号議案平成27年度神奈川県一般会計補正予算（第2号）他、当常任委員会に付託された諸議案に対し、公明党神奈川県議会議員団として賛成することを表明し、意見の発表といたします。